

【課題1】

最高裁第二小法廷平成29年3月10日判決（最高裁判所平成27年（あ）第63号 窃盗被告事件）における多数意見及び裁判官小貫芳信反対意見を論評せよ（裁判所提出書面の書式（文字数及び行数）にしたがうこと。）。

【課題2】

山田太郎（昭和46年6月22日生）は、IT関連会社「株式会社A」（堺市堺区に所在）の研究開発課のグループリーダーをしているサラリーマンである。

平成29年5月19日朝の通勤途中、JR阪和線の天王寺駅から堺市駅を走行中の快速電車内で、女性の尻を衣類の上から触ったとして、大阪府迷惑防止条例違反で現行犯逮捕された。

あなたは、本人からの当番弁護士出動依頼に基づいて、同日午後3時ころ、堺警察署で山田に接見した。山田は、「おしりを触ったことはない。何かの間違いだ」と言っている。

山田によると、乗車駅である天王寺駅のホームで、いつもどおりの7時33分発の快速電車に乗った。ホームには多くの乗客がおり、電車には、山田も含めて多くの乗客が乗り込んだ。山田は、後ろから押されて乗り込んだドアの向こう側のドア付近まで移動した。電車内はすし詰め状態だった。山田の前に制服を着た女子高校生がいた。左手にはかばんを持っていたが、右手は吊革をつかめずに、だらんと下げていた。身動きはほとんどとれない状態で、電車の揺れに合わせて身体も揺れる感じで、前後左右とも誰かと身体が接触している状態だった。堺市駅に着いて目の前のドアが開いたとき、女子高校生が振り返って山田の右手をつかんできて、「この人痴漢」と大声で言われた。その後、他の乗客に囲まれるようにして駅長室に連れていかれた。しばらくしてやってきた警察官に現行犯逮捕された。堺警察署に連行されてから言い分を聞かれたので、「どこかに触れていたことは間違いないと思うが、意図的にしりを触ってなどいない」と話して、書面に署名・指印した。

山田は、妻と子ども2人と大阪市阿倍野区所在のマンションに居住している。マンションは30年ローンを組んで、2年前に購入した。

会社では、1年がかりで進めてきた新規プロジェクトの担当をしており、5月26日には、取引先でのプレゼンがある。この日も、通勤中にプレゼンのことを考え

ていて、電車に乗る前に、部下にメールで指示を出し、返信を待っていたところだった。山田がいないと失敗に終わることは、上司に聞けばすぐにわかる。

山田の自宅から会社までは、JR 阪和線ではなく、遠回りにはなるが、南海電車を使っても通勤することはできる。

あなたは、山田から弁護人に選任された。山田は5月20日に勾留決定された。

以上の事実を前提に、弁護人として、勾留に対する準抗告の申立てををするとして、いかなる疎明資料を提出するかも考慮の上（弁護人の活動によって得られる資料は入手したことを前提としてよい。）、申立書を起案せよ（裁判所提出書面の書式（文字数及び行数）にしたがうこと。）。